ロ　次に掲げる要件の全てを満たす場合

⑴　発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。

⑵　償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

⑶　償還等に際し、発行者が償還等の経済合理性について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

⑷　償還等以前において、償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられ、かつ、当該置換えが収益力に対して持続可能な条件で行われるものであること。ただし、資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。

六　買戻しに際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

七　発行者が発行時に将来にわたり償還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

八　剰余金の配当又は利息の支払の先送り又は停止について、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当又は利息の支払を回避した場合は、発行者は永久的にその支払義務から解放されること。

ハ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

九　剰余金の配当は、法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること、又は利息の支払については法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われていること。

十　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十一　担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十二　保険会社等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十四　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十五　特別目的会社等（専ら保険会社等の資本調達を行うことを目的として設立された連結子会社等をいう。第四十二条第三項第十一号において同じ。）が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

4　算入制限のあるTier１資本調達手段の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

一　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　次章に定める所要資本の額に10％を乗じた額

ロ　前項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額からイに掲げる額を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）、元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier１資本調達手段の額又は次章に定める所要資本に５％を乗じて得られた額のうち最も小さい額

二　前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に30％を乗じた額

5　前項第一号ロの「元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier１資本調達手段の額」は、第三項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額のうち、ソルベンシー・マージン比率が一定の水準を下回ったときにソルベンシー・マージン比率が当該水準を上回るために必要な額又は元本の全額の削減又は第二項に規定する算入制限のないTier１資本調達手段への転換が行われる特約その他これに類する特約が定められているものの合計額をいう。

第三款　資本調達手段以外のTier１適格資本

（資本調達手段以外のTier１適格資本の額）

第三十九条　第三十七条第二号に掲げる資本調達手段以外のTier１適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　利益剰余金の額（報告保険会社等が相互会社である場合においては、剰余金の額（連結ベースにあっては、連結剰余金の額）、基金償却積立金の額、基金償却積立金減少差益の額及び再評価積立金の額の合計額）

二　資本剰余金の額（第四十三条第一号に規定するTier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額を除く。）

三　その他の拠出金等の額として経済価値ベースのバランスシート上の次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　供託金の額